

1. 法人基本情報

(1)都道府県区分 31 鳥取県	(2)市町村区分 364 東伯郡三朝町	(3)所轄庁区分 31000	(4)法人番号 8270005004409	(5)法人区分 01 一般法人	(6)活動状況 01 運営中
(7)法人の名称 社会福祉法人福生会		(8)主たる事務所の住所 鳥取県 東伯郡三朝町 大字横手 3 9 6		(9)主たる事務所の電話番号 0858-43-3322	
(10)主たる事務所のFAX番号 0858-43-3321		(11)従たる事務所の有無 2 無		(12)従たる事務所の住所	
(13)法人のホームページURL https://www.sankien.jp		(14)法人のメールアドレス info@sankien.jp		(15)法人の設立認可年月日 平成5年7月2日	
(16)法人の設立登記年月日 平成5年7月8日					

2. 当該会計年度の初日における評議員の状況

(1)評議員の定員	8	(2)評議員の現員	8	(3-6)評議員全員の報酬等の総額(前会計年度実績)(円)	42,000
-----------	---	-----------	---	-------------------------------	--------

(3-1)評議員の氏名	(3-2)評議員の職業	(3-3)評議員の任期	(3-4)評議員の所轄庁からの再就職状況	(3-5)他の社会福祉法人の評議員・役員・職員との兼務状況	(3-7)前会計年度における評議員会への出席回数
阿部 美知代 無職(元) 福 福生会(三朝温泉三喜苑) 課長		R3.6.8 ~ R7.6	2 無	2 無	1
武部 幸代 福 三朝町社会福祉協議会 事務局長		R4.5.31 ~ R7.6	2 無	1 有	1
福本 孝子 無職(元) 福 福生会 評議員・運営協議会委員・家族会会長		R3.6.8 ~ R7.6	2 無	2 無	1
布広 泰恵 無職(元) 三朝町立竹田保育園・三朝保育園 園長		R3.6.8 ~ R7.6	2 無	2 無	1
玉木 純一 鳥取県レクリエーション協会 副会長		R3.6.8 ~ R7.6	2 無	2 無	0
牧野 佳子 無職(元) 福 福生会(三朝温泉三喜苑) 課長		R3.6.8 ~ R7.6	2 無	2 無	1
松原 賢二 三朝町山田一区 地域代表・三朝町赤十字奉仕団 副委員長		R3.6.8 ~ R7.6	2 無	2 無	1
山本 安子 三朝町民生児童委員協議会 老人福祉部 部長		R4.5.31 ~ R7.6	2 無	2 無	0

3. 当該会計年度の初日における理事の状況

(1)理事の定員	7	(2)理事の現員	7	(3-12)理事全員の報酬等の総額(前会計年度実績)(円)	744,538	1 特例有
----------	---	----------	---	-------------------------------	---------	-------

(3-1)理事の氏名	(3-2)理事の役職(注)	(3-3)理事長への就任年月日	(3-4)理事の常勤・非常勤	(3-5)理事選任の評議員会議決年月日	(3-6)理事の職業	(3-7)理事の所轄庁からの再就職状況
	(3-8)理事の任期	(3-9)理事要件の区分別該当状況	(3-10)各理事と親族等特殊関係にある者の有無	(3-11)理事報酬等の支給形態	(3-13)前会計年度における理事会への出席回数	
谷口 宗弘	1 理事長 R5.6.9 ~ R7.6	平成15年12月18日	2 非常勤	令和5年6月9日(医) 清生会 谷口病院 理事長(医師)	2 無	2 無
横木 永子	3 その他理事 R5.6.9 ~ R7.6		2 非常勤	令和5年6月9日(無職 元) 三朝町社会教育委員長	2 無	2 無
米田 良中	3 その他理事 R5.6.9 ~ R7.6		2 非常勤	令和5年6月9日(三徳山 三佛寺 住職) 三朝町民生児童委員	2 無	2 無
伊達岡 陽一	3 その他理事 R5.6.9 ~ R7.6		2 非常勤	令和5年6月9日(医) ララ歯科クリニック 院長	2 無	2 無
伊藤 美都夫	3 その他理事 R5.6.9 ~ R7.1		2 非常勤	令和5年6月9日(無職 元) 鳥取県議会議員	2 無	2 無
金田 温史	3 その他理事 R5.6.9 ~ R7.6		2 非常勤	令和5年6月9日(無職 元) 福 福生会 副施設長	2 無	2 無
藤原 佐智	2 業務執行理事 R5.6.9 ~ R7.6		2 非常勤	令和5年6月9日(福) 福生会 施設長	2 無	2 無
			3 施設の管理者		2 無	3 職員給与のみ支給

(注)「(3-2)理事の役職」のうち、「理事長」とは、社会福祉法45条の13第3項で規定する理事長(会長等の他の役職名を使用している法人がある。)である。  
「業務執行理事」とは、社会福祉法45条の16第2項第2号で規定する業務執行理事(常務理事等の他の役職名を使用している法人がある。)である。

4. 当該会計年度の初日における監事の状況

(1)監事の定員	2	(2)監事の現員	2	(3-6)監事全員の報酬等の総額(前会計年度実績)(円)	42,000
----------	---	----------	---	------------------------------	--------

(3-1)監事の氏名	(3-2)①監事の職業	(3-2)②監事の所轄庁からの再就職状況	(3-3)監事選任の評議員会議決年月日
	(3-4)監事の任期	(3-5)監事要件の区分別該当状況	(3-7)前会計年度における理事会への出席回数
藤田 明	琴浦町 赤い羽根共同募金会監事(元) 倉吉信用金庫本部審査部長 R5.6.9 ~ R7.6	2 無	令和5年6月9日
松浦 靖明	三朝町人権教育協力員(元) 三朝町立三朝中学校校長 R5.11.24 ~ R7.6	6 財務管理に識見を有する者(その他)	3
		2 無	令和5年11月24日
		3 社会福祉事業に識見を有する者(その他)	2

5. 前会計年度・当該会計年度における会計監査人の状況

(1-1)前会計年度の会計監査人の氏名(監査法人の場合は監査法人名)	(1-2)前会計年度の会計監査人の監査報酬額(円)	(1-3)前年度決算にかかる定時評議員会への出席の有無	(2-1)当該会計年度の会計監査人の氏名(監査法人の場合は監査法人名)	(2-2)当該会計年度の会計監査人の監査報酬額(円)
------------------------------------	---------------------------	-----------------------------	-------------------------------------	----------------------------

6. 当該会計年度の初日における職員の状況

(1)法人本部職員の人数	4	(2)常勤専従者の実数	4	(3)非常勤者の実数	6
		常勤換算数	4.5	常勤換算数	2.5
(2)施設・事業所職員の人数	84	(2)常勤専従者の実数	18	(3)非常勤者の実数	18
		常勤換算数	13.5	常勤換算数	10.6

7. 前会計年度に実施した評議員会の状況

(1)評議員会ごとの評議員会開催年月日	(2)評議員会ごとの評議員・理事・監事・会計監査人別の出席者数	(3)評議員会ごとの決議事項
令和6年6月11日	評議員 6 理事 1 監事 1 会計監査人 1	令和5年度事業報告及び決算書 役員等報酬規程の一部改正



		イ 大規模修繕	(ア) - 1 修繕年月日 (1回目)	(ア) - 2 修繕年月日 (2回目)	(ア) - 3 修繕年月日 (3回目)	(ア) - 4 修繕年月日 (4回目)	(ア) - 5 修繕年月日 (5回目)	(イ) 修繕費合計額 (円)	
410	E 拠点	03260301 居宅介護支援事業	三喜苑居宅介護支援事業所						
		鳥取県 東伯郡三朝町 横手396	3 自己所有 3 自己所有			平成12年4月1日 0 641			
		ア建設費	平成6年6月23日	10,151,000			10,151,000 63,300		
		イ大規模修繕							

1.1. 前会計年度における事業等の概要 - (3)収益事業

①-1拠点 区分コード 分類	①-2拠点 区分名称	①-3事業類型コード 分類	①-4実施事業名称		②事業所の名称				
		③事業所の所在地			④事業所の 土地の保有 状況	⑤事業所の 建物の保有 状況	⑥事業所単位での事業開 始年月日	⑦事業所単 位での定員	⑧年間(4月~3 月)利用者延べ総 数(人/年)
⑨社会福祉施設等の建設等の状況(当該拠点区分における主たる事業(前年度の年間収益が最も多い事業)に計上)									
		ア 建設費	(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額(円)	(ウ) 補助金額(円)	(エ) 借入金額(円)	(オ) 建設費合計額(円)	ウ 延べ床面積	
		イ 大規模修繕	(ア) - 1 修繕年月日 (1回目)	(ア) - 2 修繕年月日 (2回目)	(ア) - 3 修繕年月日 (3回目)	(ア) - 4 修繕年月日 (4回目)	(ア) - 5 修繕年月日 (5回目)	(イ) 修繕費合計額(円)	

1.1. 前会計年度における事業等の概要 - (4)備考

11-2. 地域における公益的な取組(地域公益事業(再掲)含む)

①取組類型コード分類	②取組の名称	③取組の実施場所(区域)
	④取組内容	
地域における公益的な取組⑦(地域住民に対する福祉教育)	介護予防教室	鳥取県東伯郡三朝町地内
	介護予防教室への職員派遣	
地域における公益的な取組⑨(その他)	災害時における避難のための施設利用協定	鳥取県東伯郡三朝町横手 福生会内
	災害時における要支援者の一時避難のための施設利用に関する協定の締結	
地域における公益的な取組⑦(地域住民に対する福祉教育)	障害の理解促進の取り組み	鳥取県東伯郡三朝町横手 福生会内
	障害者雇用率2.5%以上	
地域における公益的な取組⑥(地域の福祉ニーズ等を把握するためのサロン活動)	わらわ会	鳥取県東伯郡三朝町山田 みさき村民館
	認知症カフェ	
地域における公益的な取組⑨(その他)	三朝町消防団横手班への所属	鳥取県東伯郡三朝町地内
	地域消防団に地域代表として所属・活動	
地域における公益的な取組⑦(地域住民に対する福祉教育)	学生の受け入れ	鳥取県東伯郡三朝町横手・本泉 倉吉市伊木 福生会内
	実習生や研修生等の受け入れによる福祉人材育成	
地域における公益的な取組⑤(既存事業の利用料の減額・免除)	利用者負担軽減制度	鳥取県東伯郡三朝町横手 福生会内
	低所得者の介護保険サービスの利用者負担減免	
地域における公益的な取組⑨(その他)	論語三代	鳥取県東伯郡三朝町地内
	講演会	

1.2. 社会福祉充実残額及び社会福祉充実計画の策定の状況

(社会福祉充実残額算定シートを作成するまで編集することはできません)

(1) 社会福祉充実残額等の総額(円)

(2) 社会福祉充実計画の策定の状況

①事業名	②事業種別	④事業内容(記述)	⑤計画における事業費のうち社会福祉充実残額財源の合計(円)	⑥⑤のうち今会計年度以降の合計(円)
	③事業内容		⑤の合計(円)	⑥の合計(円)
			0	0

(3) 社会福祉充実残額の前年度の投資実績額

①社会福祉事業又は公益事業(社会福祉事業に類する小規模事業)(円)

②地域公益事業(円)

③公益事業(円)

④合計額(①+②+③)(円)

(4) 社会福祉充実計画の実施期間  ~

1.3. 透明性の確保に向けた取組状況

(1)積極的な情報公表への取組

①任意事項の公表の有無

⑦事業報告	1 有
⑧財産目録	1 有
⑨事業計画書	1 有
⑩第三者評価結果	2 無
⑪苦情処理結果	1 有
⑫監事監査結果	1 有
⑬附属明細書	1 有

(2)前会計年度の報酬・補助金等の公費の状況

①事業運営に係る公費(円)

②施設・設備に係る公費(円)

③国庫補助金等特別積立金取崩累計額(円)

(3)福祉サービスの第三者評価の受審施設・事業所について

施設名	直近の受審年度
グループホーム仁の里	2023年度

14. ガバナンスの強化・財務規律の確立に向けた取組状況

(1)会計監査人非設置法人における会計に関する専門家の活用状況

①実施者の区分	
②実施者の氏名（法人の場合は法人名）	
③業務内容	
④費用〔年額〕（円）	

(2)法人所轄庁からの報告徴収・検査への対応状況

①所轄庁から求められた改善事項	<p>1 令和5年度に開催した理事会について、全て欠席している理事があった。ついで、名目的・慣例的に理事を選任することがないよう、欠席が続く理事は適切な者への改選を行うこと。</p> <p>なお、本件指摘は前回も同様の文書指摘をしており、その際、貴法人は「理事会の開催に当たっては、引き続き理事の欠席が続くことがないよう、より一層の日程調整を行うとともに、調整を経てもなお欠席が続く場合は、理事の改選を行うよう、後任者を検討中である。」旨の回答をしているにもかかわらず改善されていないので、必ず改善のための措置を講じること。</p> <p>(審査基準第3の1(3))</p> <p>2 社会福祉法人会計は、その公益性に鑑み予算主義が求められるところ、次のとおり決算額と予算に乖離が大きい科目があった。また、予算を計上していないにもかかわらず、支出している科目があった。</p> <p>本部拠点区分 職員賞与 予算0円 決算2,693,200円 差異-2,693,200円</p> <p>法定福利費支出 予算5,500,000円 決算32,382円 差異-5,467,618円</p> <p>A 拠点区分 退職給付引当資産取崩収入 予算0円 決算122,211円 差異-122,211円</p> <p>退職給付支出 予算4,806,000円 決算5,818,211円 差異-1,012,211円</p> <p>器具及び装置取得支出 予算0円 決算820,380円 差異-820,380円</p> <p>ついで、予算変更の必要がある場合には、補正予算を調整し、理事会の承認を受けること。また、補正予算を調整することを要しない軽微な乖離の範囲については、規程や予算等において定めておくのが望ましい。</p> <p>(留意事項2(2))(経理規程第13条及び第19条)</p> <p>3 計算書類の附属明細書について、次の不備があった。</p> <p>(1)基本財産及びその他の固定資産(有形・無形固定資産)明細書について、拠点区分の計算書類との間や明細書中の各項目間で次のとおり不整合があった。</p> <p>① A 拠点 国庫補助金等特別積立金取崩額等の不一致</p> <p>事業活動計算書 国庫補助金特別積立金取崩額-8,680,418円 基本財産及びその他の固定資産(有形・無形固定資産)明細書 当期減価償却額(C)欄うち国庫補助金等の額-8,656,589円</p> <p>② A 拠点 各項目間の不整合</p> <p>当期減少額(D)の内数である国庫補助金等の額が上回っていた。</p> <p>当期減少額(D)2円 うち国庫補助金等の額5円</p> <p>(2)補助事業等収益明細書について、拠点区分の計算書類と次のとおり不整合があった。</p> <p>① C 拠点 補助金の不一致</p> <p>ア資金収支計算書 補助金事業収入(公費)7,771,135円</p> <p>補助金事業収入(一般)126,600円 計7,897,735円</p> <p>イ事業活動計算書 補助金事業収益(公費)7,771,135円</p> <p>補助金事業収益(一般)126,600円 計7,897,735円</p> <p>ウ補助金事業等収益明細書 交付金額等合計の拠点区分ごとの内訳</p> <p>C 拠点合計 7,923,935円</p> <p>ついで、計算書類との整合性や附属明細書中の各項目間の計上額の整合性を確認の上、適正に附属明細書を作成すること。</p> <p>(運用上の取扱)26(1)別紙3(③)、別紙3(⑦)、(2)別紙3(⑧))</p> <p>【文書指摘通知年月日】令和7年2月18日</p>
-----------------	--

②実施した改善内容	<p>1 令和7年5月に開催する理事会において理事の改選を議案提出します。</p> <p>尚、御指摘の理事については退任とし、新たに後任理事を選任します。</p> <p>2 予算変更の必要がある場合は、補正予算を調整し、理事会の承認を受けるようにする。</p> <p>3 (1)(2)附属明細書の作成において、計算書類と一致するよう適正に作成する。</p>
-----------	--

15. その他

退職手当制度の加入状況等（複数回答可）

① 社会福祉施設職員等退職手当共済制度（(独)福祉医療機構）に加入	1 有
② 中小企業退職金共済制度（(独)勤労者退職金共済機構）に加入	2 無
③ 特定退職金共済制度（商工会議所）に加入	2 無
④ 都道府県社会福祉協議会や都道府県民間社会福祉事業職員共済会等が行う民間の社会福祉事業・施設の職員を対象とした退職手当制度に加入	1 有
⑤ その他の退職手当制度に加入（具体的に：●●●）	
⑥ 法人独自で退職手当制度を整備	2 無
⑦ 退職手当制度には加入せず、退職給付引当金の積立も行っていない	2 無

16. 社員として所属する社会福祉連携推進法人の名称